

# 生活環境安全課からのお知らせ

生活環境安全課 ☎(64) 7708

## 犬・猫の飼い主の皆さんへ

犬・猫による被害や苦情相談が数多く寄せられています。「吠えてうるさい」「放し飼いい」「糞をされる」「ゴミ置き場を散らかす」など、飼い主による責任ある飼い方で防ぎ止めることが大切です。

ご近所にお住いの人すべてが、犬・猫を好きとは限りません。そのような皆さんからも理解が得られるよう、飼い主は周囲に迷惑や危害を及ぼさない心配りが大切です。

糞尿や鳴き声などの苦情は、飼い主の飼育管理やしつけないにより改善することができます。



## 糞は必ず持ち帰りましょう

道路や公園など公共の場所から他人の土地にいたるまで、あらゆる場所に糞が放置され、たくさんの方が迷惑し、苦情が寄せられています。

糞を放置することはとても不衛生であり、多くの人が不快に感じます。自宅の敷地内で排せつさせる習慣をつけ、散歩の際には回収袋を持参し、糞を放置したり埋めたりせず必ず持ち帰りましょう。

## 猫は屋内飼ひへ

猫を放し飼ひされている人が多くみられますが、猫は室内でも十分に暮らすことができます。放し飼ひによって近隣の人へ迷惑をかけるだけでなく、交通事故、感染症、猫同士の争い、迷子など猫にとっても危険がたくさんあります。できる限り屋内飼ひに努めるとともに、万が一いなくなってしまう場合に他の猫や野良猫と区別がつくように

首輪など目印になるものをつけておきましょう。

## 野良猫へえさを与えている人へ

野良猫へのえさやりは、その場所に住みついて繁殖し、近隣住民に多大な迷惑をかけることとなります。「かわいそう」「猫に罪はないから」など、一時の感情でえさを与えることが、結果として望まれない繁殖、被害の拡大につながります。

えさを与えるということは、飼い主とみなされ責任を負うことになり、その責任を持ってないのであれば絶対にやめてください。

## 避妊・去勢手術を受けましょう

繁殖に伴う衝動を抑圧することは、動物にとって大きなストレスとなります。避妊・去勢手術を受けることにより、繁殖衝動のストレスが軽減され、病気や迷子の危険性が減るだけでなく、望まれない命

を増やさないことにもつながります。

町では、犬および猫の避妊・去勢手術費の補助を行っています。補助金額は、1頭につき避妊手術5,000円、去勢手術3,000円、同一年度内に一世帯2頭が上限になります。ただし、手術費用が補助金額に満たない場合、手術費全額を補助します。

申請方法は町指定の申請書に必要事項を記入し、手術予定日の一週間前までに申請してください。(申請期日を過ぎると補助金が受けられませんのでご注意ください)

申請書は生活環境安全課(役場2階④番窓口)で配布しています。または、町ホームページよりダウンロードしてください。補助金には限りがあります。終了次第、当年度の申請受付は終了します。



## 野焼きは禁止されています

野外焼却、いわゆる野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「群馬県の生活環境を保全する条例」で禁止されています。

野焼きにより、住民の皆さんから「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「煙を吸って体調が悪くなる」など多くの苦情が寄せられます。

地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却は野焼きと同じです。付近の住民へ迷惑をかけ、有害物質発生の原因にもなりますのでやめましょう。

廃棄物の焼却禁止に違反した場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはその併科に処せられる場合があります。

家庭から出るごみや落ち葉、雑草などは燃やさずに、町指定のごみ袋

に入れて、燃やすごみの収集日にごみステーションへ出していただきます。

